

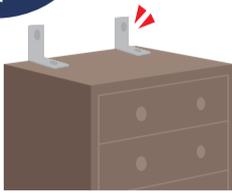
さまざまな災害に備えて対策を

※問合せは、指定があるもの以外は防災課☎内線418へ

地震に備えた屋内の安全対策

●家具類の転倒・落下防止対策を

たんすや本棚等の家具の転倒等によって発生する家庭内での負傷を防止し、避難路を確保するためには、家具類の転倒・落下防止対策が有効です。



対策例

- 家具類の固定
- 窓や食器棚等のガラスの飛散防止
- 照明器具等の落下防止
- テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、電気ストーブ等の家電製品の転倒・落下防止

●通電火災を防ぐために感震ブレーカーの設置を

「通電火災」とは、大規模な地震等によって停電が起き、電気ストーブ等の家電製品のスイッチが入ったままの状態でも通電が再開された際に、家電製品が発熱して近くにある可燃物等に着火して発生する火災のことです。



過去の大規模地震時に発生した火災のうち、原因が判明している6割以上が通電火災等、電気による火災です。地震時の電気火災を防ぐためには、ブレーカーを落としてから避難することが大切です。また、強い揺れを感知したときにブレーカーやコンセント等の電気を自動的に止める「感震ブレーカー」を設置することも有効です。

感震ブレーカーの種類

| 種類 | 本体価格 | 電気工事の有無 |
|-----------------|-------------------|-----------------------------|
| 分電盤タイプ (内蔵型) | 5～8万円 (標準的なもの) | 必要 |
| 分電盤タイプ (後付型) | 約2万円 | |
| コンセントタイプ | 5000円～2万円 | 必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある |
| 簡易タイプ | 3000円～4000円程度 | 不要 |

(参考資料) 経済産業省「感震ブレーカー普及啓発チラシ」

区では、家具類の転倒・落下防止対策器具や感震ブレーカー等の器具の設置または購入に対する補助を行っています。詳細は、お問い合わせいただくか、荒川区ホームページをご覧ください。

総合的な防火防災診断を無料で実施しています

東京消防庁では、災害発生時に配慮・支援が必要となる高齢者や障がい者等を個別に訪問し、「住宅の防火防災対策」「家庭内事故防止対策」「住宅用防災機器等の普及促進」等、暮らしの安全・安心のためのアドバイス等を行う、総合的な防火防災診断を実施しています。



- 相談・問合せ
- 荒川消防署警防課住宅防火対策担当 ☎(3806)0119
 - 尾久消防署警防課住宅防火対策担当 ☎(3800)0119

防災地図(水害版)を配付しています

5月に国土交通省が荒川の洪水浸水想定を公表したことに伴い、区では、「荒川区防災地図(水害版)」を各世帯に配付しています。避難が必要となるような大規模な水害が発生した場合に備え、日頃からこの地図を活用して避難場所や避難方法等について確認しておきましょう。



■水害の想定

荒川流域において想定しうる最大規模の降雨(荒川流域の72時間総雨量632mm)により、荒川の堤防が複数箇所決壊した場合を想定。

■避難行動の原則

大規模な水害が発生した場合、区内のほとんどの地域が浸水し、水が引くまで2週間以上を要するとされています。高層建物へ避難した場合でも、建物内に孤立する可能性があるため、できるだけ浸水前に谷中墓地・上野公園一帯等の高台へ避難しましょう。

※水害時における適切な避難行動や避難のタイミングは、状況により異なります。緊急時は、区や関係機関からの情報や周囲の状況等をよく確認して避難しましょう



原則

自宅・勤務先等

高台へ避難

- 浸水する前までに可能な限り、高台(谷中墓地、上野公園一帯、文京区方面、田端・中里方面等)に避難しましょう
- 避難の際は、自動車(マイカー)は使わず公共交通機関や徒歩で移動しましょう



高い建物へ避難

- 近隣の安全な高い建物(小・中学校、ふれあい館、ひろば館、「災害時地域貢献建築物」として区が認定した建物)に避難しましょう
- 自宅に滞在する場合は、浸水が長く続くことに備え、日ごろから備蓄品を準備しておきましょう



《やむをえない場合》

- 時間の猶予がない
- 浸水が始まっている等

災害時地域貢献建築物の認定・助成制度

水害時等に近隣住民の一時の避難先となる建物を「災害時地域貢献建築物」として認定しています。この認定を受けると、防災資機材の購入経費の助成を受けることができます。

■認定建築物の要件

- ▶新耐震基準(昭和56年6月1日施行)を満たしていること
- ▶5階建て以上かつ延床面積1000㎡以上

■認定を受けた建物への助成

地域住民および災害時における避難者の防災対策のために必要な防災資機材の購入経費の2分の1(上限50万円、1回限り)を助成します。

- 問合せ ▶認定…都市計画課 ☎内線2813
▶助成…防災課 ☎内線492

防災用品のあっせん

保存用の食料・飲料水等、防災用品全般をあっせんします。あっせん商品等詳細は、防災センター2階防災課、各区民事務所で配布するパンフレットまたは荒川区ホームページをご覧ください。



- 対象 区内の一般家庭・事業所
- 申込方法 はがき・ファクスで、住所・氏名・電話番号・希望商品・数量をお知らせください
- 締切り 平成29年8月31日(休)必着
※取扱業者が配送(荒川区内のみ)するので、品物と引き換えに代金(送料込み)を支払ってください
- 申込み問合せ 〒125-0042葛飾区金町2-8-20東京都葛飾福祉工場
荒川区防災用品あっせん係 ☎(3608)3541 FAX(3608)5200